

あなたの国民年金

パート ⑯



① 保険料の納付

保険料の納付は、60歳の誕生日の前月分までです。
請求の手続きは、誕生日の前日からとなります。
(12月10日が誕生日の方は、12月9日からです)。



② 年金の請求手続き

国民年金は、60歳から繰り上げ請求ができますが、60歳で請求すると58%支給になり、生涯率が変わることはありません。一度年金の請求をしてしまうと取り下げる事はできません。(加入期間に未納がない場合、9年度60歳請求455,590円、65歳請求785,500円)。

国民年金だけの方は、役場で請求手続きができます。国民年金と厚生年金両方の年金に加入したことがある方は社会保険事務所になります。



問合せ

住民福祉課年金係

☎84-1211 内線154

③ 処理はコンピューターで

役場で受け付けた書類は社会保険事務所のコンピューターで処理されます。記録が間違っていないか最終的なチェックをし、年金証書の発送まで約2ヶ月くらいかかります。



④ 年金証書が届きます

請求手続きから2ヶ月後くらいに社会保険事務所から年金証書が送られてきます。なくさないように気をつけて下さい。



⑤ 待っていました

年金証書が届くと次は受け取りです。年金が支払われる月に通知書が届きます。

支払いは、2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回偶数月となります。第1回目の支払いは、奇数月のときもあります。

